

名古屋港灣管理者  
名古屋港灣管理組合

令和6年1月

— 輕易な変更 —

名古屋港灣計畫書 (案)



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・平成27年10月 名古屋港審議会

・平成27年12月 交通政策審議会第61回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

・令和2年1月 名古屋港審議会

・令和3年1月 名古屋港審議会

・令和3年3月 名古屋港審議会

・令和5年1月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



# 目次

1	変更理由	1
2	1 木材取扱施設設計画	2
3	2 土地造成及び土地利用計画	3

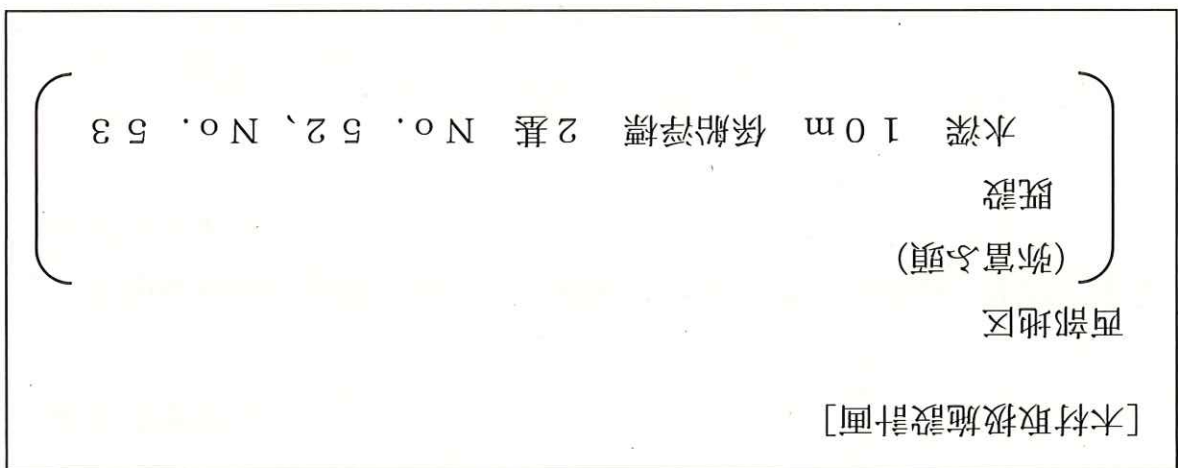


## 変更理由

- 1 利用形態の変化に対応するため、西部地区において、木材取扱施設設計画を変更する。
- 2 高規格道路の計画に伴い、南部地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。

# 1 木材取扱施設計画

利用形態の変化に対応するため、以下の施設を撤去する。





## 2 土地造成及び土地利用計画

高規格道路の計画に伴い、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

### (土地造成計画)

(単位：h a)

用途	南部地区	
	地区名	地区数
埠頭用地	6	(6)
用港湾閘地連		
工業用地	48	(48)
用交通機地能	8	(8)
施危険物取扱地		
緑地	16	(16)
用海面処分	198	(198)
合計	276	(276)

注1) ( ) は、港灣の開発、利用及び保全並びに港灣に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。  
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。  
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

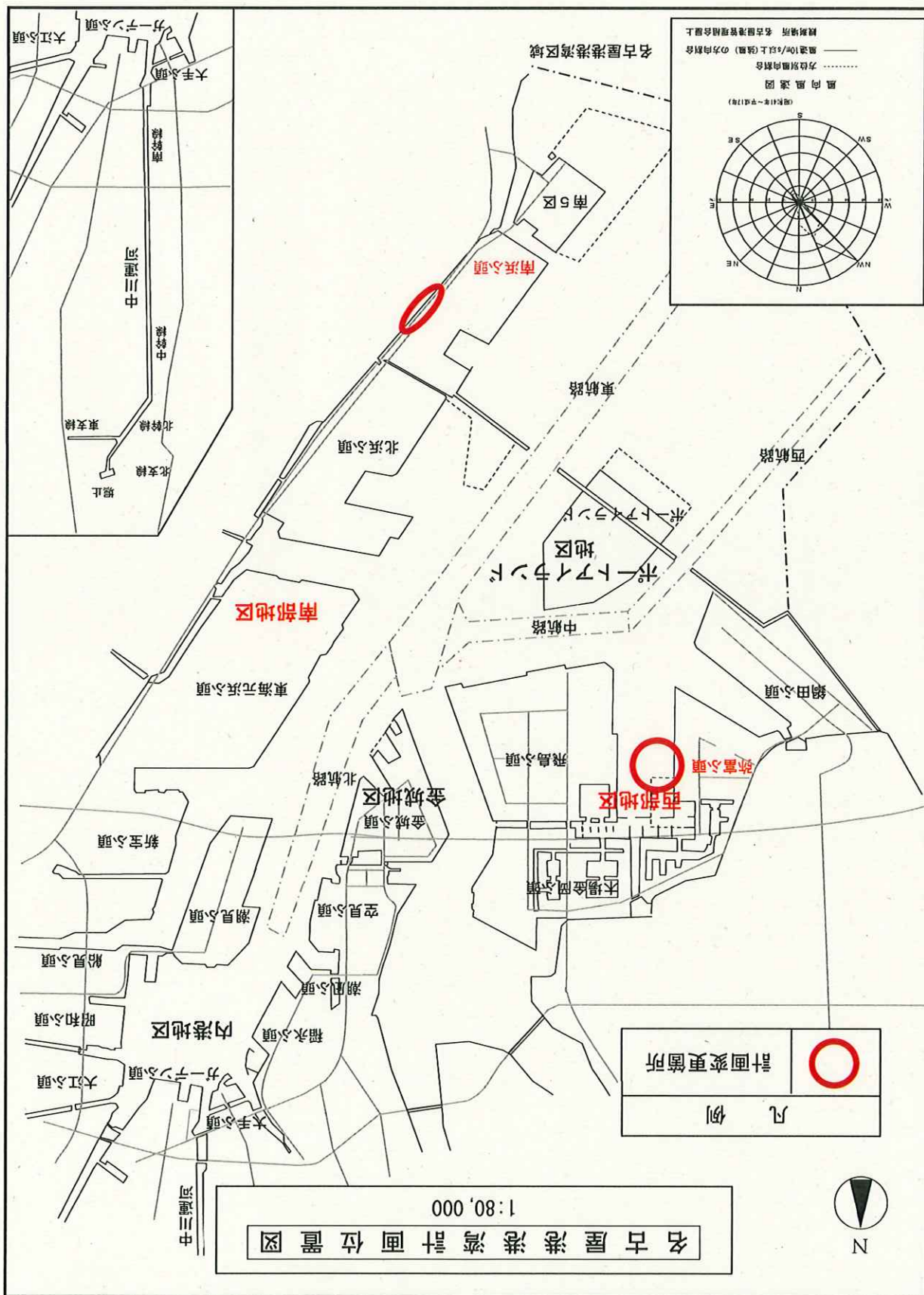
### (土地利用計画)

(単位：h a)

用途	南部地区	
	地区名	地区数
埠頭用地	12	(12)
用港湾閘地連	119	(119)
用交流厚地生		
工業用地	1675	(1675)
用都市機地能	47	(20)
用交通機地能	77	(77)
施危険物取扱地設		
緑地	102	(102)
用海面処分	198	(198)
合計	2230	(2203)

注1) ( ) は、港灣の開発、利用及び保全並びに港灣に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。  
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。  
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

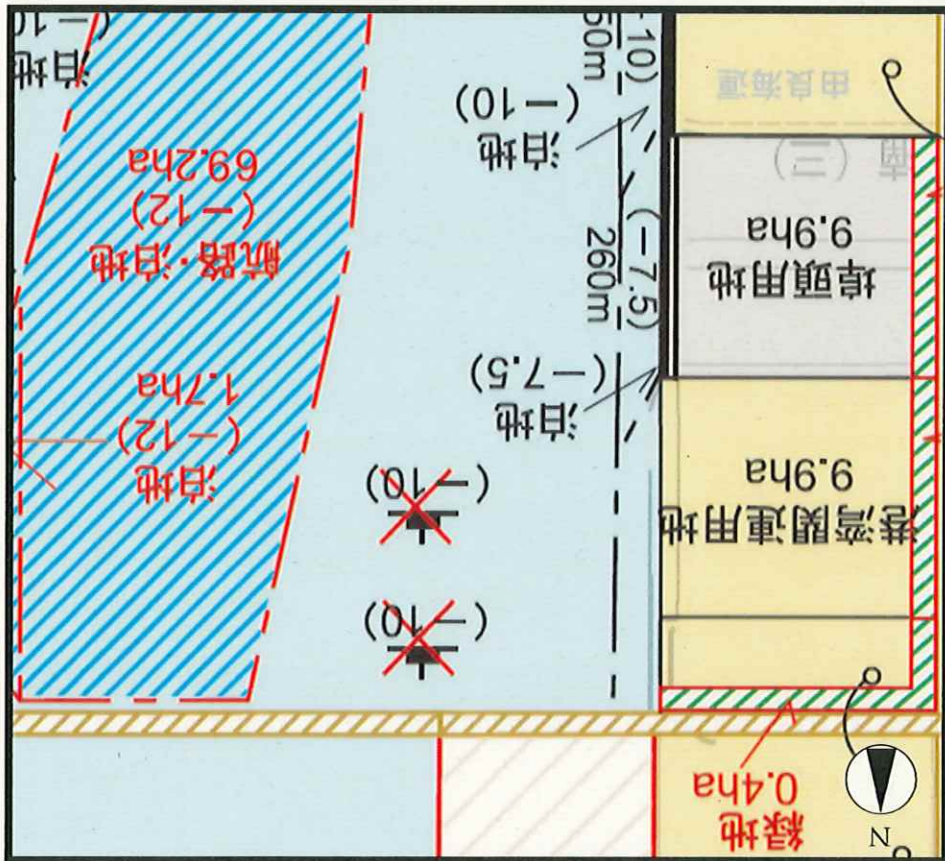






係船浮標 (撤去)	
専用岸壁 (既設)	
公共岸壁 (既設)	
航路・泊地 (既定計画)	
埠頭用地 (既設)	
緑地 (既定計画)	
交通機能用地 (既定計画)	
その他の用地 (既定計画)	

凡 例



名古屋港港湾計画図 (西部地区)  
 1:10,000  
 0 250 500m



海岸保全区域 (参考)	
その他の用地 (既設)	
交通機能用地 (今回計画) (その他道路) (既設)	
緑地 (既設)	
凡 例	







○この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aラシクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

